

請 願 文 書 表

(令和8年3月18日)

<p>受理番号・受理年月日及び件名</p>	<p>請願第12号(8.3.11) 国是である非核三原則の堅持等を要請する意見書提出を求める請願</p>
<p>請 願 の 要 旨</p>	<p>核兵器を持たず、作らず、持ち込ませぬの非核三原則は、日本の基本政策であり国是である。1971年の沖縄返還協定の可決に際して衆議院本会議において、この三原則を内容とする決議が採択された。それ以降、政府は繰り返しこれを確認してきただけでなく、国会でも「非核三原則を国是として堅持する」との決議を6回も繰り返してきた。なお、核兵器の製造や保有は、原子力基本法の規定でも禁止されている。また、日本も締結している核兵器不拡散条約では、第2条において「核兵器その他の核爆発装置を製造せず又はその他の方法によって取得しないこと」を約束している。</p> <p>1980年代中期より、非核三原則を指針とする自治体による非核宣言が始まり、全国1,718の自治体のうち、2026年現在1,674自治体が非核宣言を行うまでになっている。さらには、国際社会においても2021年に核兵器禁止条約が発効している。</p> <p>神戸市会においても、1983年に採択した「非核平和都市に関する決議」で、「神戸市会は、人類共通の念願である真の恒久平和に向けて、わが国の国是である非核三原則が完全に実施され、また全世界全ての核兵器が廃絶されることを強く希求し、非核平和都市たることを宣言」している。</p> <p>しかし、国際情勢の緊張などを理由に「非核三原則の見直し」「核共有」論が言われ始めた。この事態は、これまでの国是とする積み重ねと憲法をも無視し、平和に逆行する危険な動きと考えられる。</p> <p>よって、下記の事項について要請する意見書を国に提出するよう請願する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 戦争核被爆国として、非核三原則を国是として堅持すること。 2. 地球規模で人類を破滅させる非人道的な核戦争の脅威を広く国民に伝えること。 3. 核保有国と非核保有国の橋渡しを積極的かつ具体的に行うこと。
<p>請 願 者 の 住 所 及 び 氏 名</p>	<p>神戸市中央区 原水爆禁止兵庫県協議会 筆頭代表理事 津川知久</p>
<p>紹 介 議 員 の 氏 名</p>	<p>(代表) 赤田 かつのり あわはら 富夫</p>
<p>付 託 委 員 会</p>	<p>総務財政委員会</p>